

公費負担（選挙公営）の手引き

山辺町選挙管理委員会

は じ め に

この手引は、山辺町長選挙・山辺町議会議員選挙において、選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラの作成及び選挙運動用ポスターの作成に係る経費の公費負担（選挙公営）を受ける場合の手続について記述したものです。

注 この公費負担経費は、候補者が供託物を山辺町に没収された場合には請求することができませんのでご注意ください。

目 次

1	公費負担制度	1
2	公費負担の種類	1
3	対象となる候補者	1
4	公費負担の限度額	1
5	選挙公営手続図	3
6	諸手続	4
【1】	契約締結と契約届出	4
【2】	確認申請	4
【3】	使用証明書・作成証明書の交付	4
【4】	費用の請求	4
【5】	事前審査・各種届出書類の提出	5
◇	選挙運動用自動車（ハイヤー・タクシー）の諸手続き	6
◇	選挙運動用自動車の借入れ（ハイヤー・タクシー以外）の諸手続き	8
◇	選挙運動用自動車の燃料代（ハイヤー・タクシー以外）の諸手続き	10
◇	選挙運動用自動車の運転手（ハイヤー・タクシー以外）の諸手続き	12
◇	選挙運動用ビラの作成の諸手続き	14
◇	選挙運動用ポスターの作成の諸手続き	16

1. 公費負担（選挙公営）制度

この制度は、山辺町長選挙及び山辺町議会議員選挙に関して、候補者と契約業者等との間で交わされた「選挙運動用自動車の使用」、「選挙運動用ビラの作成」及び「選挙運動用ポスターの作成」の各有償契約について、条例で定められた限度額の範囲内で供託物が没収されない候補者に限り、山辺町が各契約業者等に直接その費用の支払をするものです。

2. 公費負担の種類

選挙運動費用に関する公費負担制度については、山辺町の条例及び公職選挙法で上限額等の基準が定められています。公費負担の対象となるものは以下の3つです。

- （１）選挙運動用の自動車の使用
- （２）選挙運動用のビラの作成
- （３）選挙運動用のポスターの作成

3. 対象となる候補者

選挙公営制度において、町が公費負担する候補者は供託物没収点以上の得票を得た候補者に限られます。供託物を没収される候補者については、全て自己負担となります。

- ◆町長選挙における供託物没収点 $\text{有効投票の総数} \times 1 / 10$
 - ◆町議会議員選挙における供託物没収点 $(\text{有効投票の総数} \div \text{議員定数}) \times 1 / 10$
- ※山辺町の議員定数は12人

4. 公費負担の限度額

（１）選挙運動用自動車の使用

選挙公営の対象			選挙公営の限度額	
1 一般運送契約 (ハイヤー・タクシー)		選挙運動用自動車として使用された各日の料金の合計金額 (1日1台に限る。)	各日について、64,500円 5日間合計 322,500円	
2 その他の契約	ア 自動車借入れ契約 (レンタル)	選挙運動用自動車として使用された各日の料金の合計金額 (1日1台に限る。)	各日について、16,100円 5日間合計 80,500円	1と2の契約は選択 ① 契約の相手方が生計を一にする親族である場合は、その者が当該業務を業として行う場合に限り。 ② 選挙運動期間中で1（一般運送契約）を選択した日は2（その他の契約）の計算では選挙運動の日数から除く。
	イ 燃料供給の契約	選挙運動用自動車に供給した燃料の代金 (確認を受けた金額)	7,700円 ×選挙運動の日数 5日間合計 38,500円	
	ウ 運転手の雇用契約	選挙運動用自動車の運転業務に従事した各日について支払う報酬の合計金額 (1日1人に限る。)	各日について、12,500円 5日間合計 62,500円	
	計		181,500円	

※無投票となった場合は、選挙告示日の1日分のみとなります。

(2) 選挙運動用ビラの作成

公費負担額	単価の上限	枚数の上限
$\begin{array}{c} \text{(作成単価と①の少ない方の額)} \\ \times \\ \text{(作成枚数と②の少ない方の枚数)} \end{array}$	8円38銭・・・①	【町長】5,000枚・・・② 【町議会議員】1,600枚・・・②

【例1】町長選挙運動用ビラ5,000枚の作成を44,000円で契約した場合

- ◆1枚当たりの作成単価は、 $44,000\text{円} \div 5,000\text{枚} = 8\text{円}80\text{銭}$ になります。この場合、作成単価が上限を超えているため、 $8\text{円}38\text{銭} \times 5,000\text{枚} = 41,900\text{円}$ が公費負担対象となります。この額を超える分2,100円は候補者負担になります。

【例2】町長選挙運動用ビラ5,000枚の作成を40,000円で契約した場合

- ◆1枚当たりの作成単価は、 $40,000\text{円} \div 5,000\text{枚} = 8\text{円}$ になります。この場合、作成単価は上限以下ですので、 $8\text{円} \times 5,000\text{枚} = 40,000\text{円}$ が公費負担対象となります。

【例3】議会議員選挙運動用ビラ1,600枚の作成を14,000円で契約した場合

- ◆1枚当たりの作成単価は、 $14,000\text{円} \div 1,600\text{枚} = 8\text{円}75\text{銭}$ になります。この場合、作成単価が上限を超えているため、 $8\text{円}38\text{銭} \times 1,600\text{枚} = 13,408\text{円}$ が公費負担対象となります。この額を超える分592円は候補者負担になります。

【例4】議会議員選挙運動用ビラ1,600枚の作成を12,000円で契約した場合

- ◆1枚当たりの作成単価は、 $12,000\text{円} \div 1,600\text{枚} = 7\text{円}50\text{銭}$ になります。この場合、作成単価は上限以下ですので、 $7\text{円}50\text{銭} \times 1,600\text{枚} = 12,000\text{円}$ が公費負担対象となります。

(3) 選挙運動用ポスターの作成

公費負担額	算出参考単価		枚数の上限
ポスター1枚当たりの単価（ $(586\text{円}88\text{銭} \times \text{ポスター掲示場数} + 316,250\text{円}) \div \text{ポスター掲示場}(1\text{円未満端数が生じたときは、当該端数を切り上げた額})$ の額を上限とする） $\times 100\text{枚}$	ポスター掲示場数		83箇所
	印刷費	選挙区のポスター掲示場の数が500以下の場合1枚当たり	586円88銭
	企画費		316,250円
			100枚

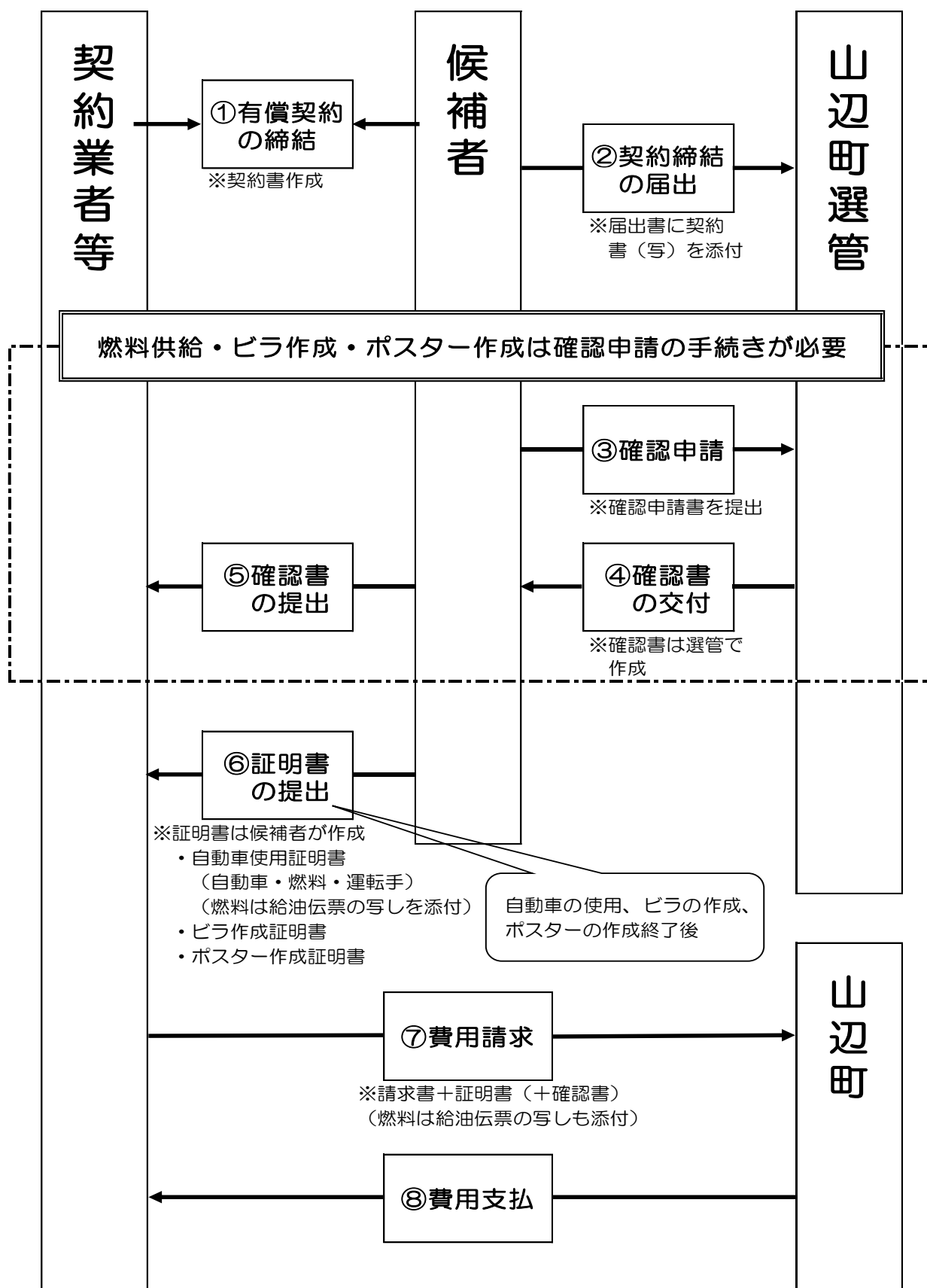
【例1】選挙運動用ポスター120枚の作成を60万円で契約した場合

- ◆1枚当たりの作成単価は、 $600,000\text{円} \div 120\text{枚} = 5,000\text{円}$ になります。この場合、作成単価が上限を超え、作成枚数も上限を超えているため、 $4,398\text{円} \times 100\text{枚} = 439,800\text{円}$ が公費負担の対象となります。この額を超える分160,200円は候補者負担になります。

【例2】選挙運動用ポスター120枚の作成を30万円で契約した場合

- ◆1枚当たりの作成単価は、 $300,000\text{円} \div 120\text{枚} = 2,500\text{円}$ になります。この場合、作成単価は上限以下ですが、作成枚数が上限を超えているため、 $2,500\text{円} \times 100\text{枚} = 250,000\text{円}$ が公費負担対象となります。残りの20枚分である50,000円は候補者負担になります。

5 選挙公営手続図



6 諸手続

【1】 契約締結と契約届出

公費負担の適用を受けようとする候補者は、各業者等と有償契約を締結し、その旨を届け出なければなりません。

(1) 届出先 ⇒山辺町選挙管理委員会

(2) 届出期日⇒契約が立候補届出の前の場合……立候補届出時

⇒契約が立候補届出の後の場合……契約締結後直ちに

(3) 添付書類⇒各業者等との契約書の写し

◇注意

※「選挙運動用自動車の使用」において、「一般乗用旅客自動車運送事業者との契約以外の契約の場合」については、①自動車借入れ ②燃料供給 ③運転手の雇用のそれぞれ個別の契約書の写しが必要です。

※契約の相手方が生計を一つにする親族である場合は、その者が当該契約に係る業務を業として行うものに限ります。

【2】 確認申請

次の(1)については、公費負担の適用を受けようとする場合、確認申請が必要です。

(1) 確認申請が必要なもの

◆選挙運動用自動車の燃料代 金額の制限範囲内であることの確認

◆選挙運動用ビラの作成 作成限度枚数の確認

◆選挙運動用ポスターの作成 作成限度枚数の確認

(2) 確認申請の方法

◆確認申請書は、契約の相手ごとに作成してください。

◆確認申請書には、すでに確認を受けた金額（枚数）を記載する必要上、申請書の写し又は控えを保管してください。

◆確認申請書は、候補者又はその代理人が直接持参してください。

(3) 確認申請書の提出先 山辺町選挙管理委員会

(4) 確認書の交付

◆申請に基づき選挙管理委員会から確認書を交付します。

◆交付を受けた確認書は、直ちに業者に提出してください。

◆確認書は、契約業者等が代金を請求する際に請求書に添付する必要があります。

【3】 使用証明書・作成証明書の交付

上記の【1】の契約届出をした候補者は、有償契約を締結した業者ごとに「使用証明書」又は「作成証明書」を作成し、契約業者等に交付（1部）しなければなりません。

なお、この「使用証明書」「作成証明書」は、契約業者等が代金を請求する際に請求書に添付する必要があります。

【4】 費用の請求

公費負担に係る費用は、候補者が有償契約を締結した業者等からの請求に基づき、山辺町が業者等に直接支払います。

ただし、当該候補者が供託物を没収された場合は、公費負担の請求はできません。

(1) 請求する際に必要な提出書類

区 分		必 要 書 類	記載例
選挙運動用自動車の使用	一般乗用旅客自動車運送事業者との契約による場合 (ハイヤー・タクシー)	①選挙運動用自動車使用証明書【様式第10号】 ②選挙運動用自動車の使用請求書【様式第15号】 ③請求内訳書【様式第15号 別紙1】	P.10 P.15 P.16
	上記以外の契約による場合 自動車の借入れ	①選挙運動用自動車使用証明書【様式第10号】 ②選挙運動用自動車の使用請求書【様式第15号】 ③請求内訳書【様式第15号 別紙2 (1)】	P.10 P.15 P.17
	燃料代	①自動車燃料代確認書【様式第7号】(選管から交付) ②選挙運動用自動車使用証明書(燃料)【様式第11号】+給油伝票の写し(給油年月日、自動車のナンバー、給油量、給油金額の分かるもの) ③選挙運動用自動車の使用請求書【様式第15号】 ④請求内訳書【様式第15号 別紙2 (2)】	P.7 P.11 P.15 P.17
	運転手の報酬	①選挙運動用自動車使用証明書【様式第12号】 ②選挙運動用自動車の使用請求書【様式第15号】 ③請求内訳書【様式第15号 別紙2 (3)】	P.12 P.15 P.18
選挙運動用ビラの作成		①ビラ作成枚数確認書【様式第8号】(選管から交付) ②選挙運動用ビラ作成証明書【様式第13号】 ③選挙運動用ビラの作成請求書【様式第16号】 ④ビラの作成請求内訳書【様式第16号 別紙】	P.8 P.13 P.19 P.20
選挙運動用ポスターの作成		①ポスター作成枚数確認書【様式第9号】(選管から交付) ②選挙運動用ポスター作成証明書【様式第14号】 ③選挙運動用ポスターの作成請求書【様式第17号】 ④ポスターの作成請求内訳書【様式第17号 別紙】	P.9 P.14 P.21 P.22

(2) 請求書の提出の際の注意

- ◆支払方法は口座振込みで行いますので振込先は正確に記入してください。
- ◆請求書に誤りがある場合は、再度提出していただく場合がありますのでご注意ください。

(3) 請求書の提出先

山辺町緑ヶ丘5番地 山辺町選挙管理委員会
TEL 023-667-1111
FAX 023-667-1112

【5】事前審査・各種届出書類の提出

(1) 公営関係書類の事前審査

各種契約届出書及び確認申請書については、事前審査を行いますので、立候補届出書事前審査の際に、併せてお持ちください。

(2) 各種届出書類の提出

立候補届出受付事務を速やかに行うため、選挙公営に関する各種届出は、告示日午後5時までに手続きしてください。

会場は、山辺町役場3階大会議室(山辺町緑ヶ丘5番地)です。

選挙運動用自動車の使用（ハイヤー・タクシー）

（一般乗用旅客自動車運送事業者との契約による場合）

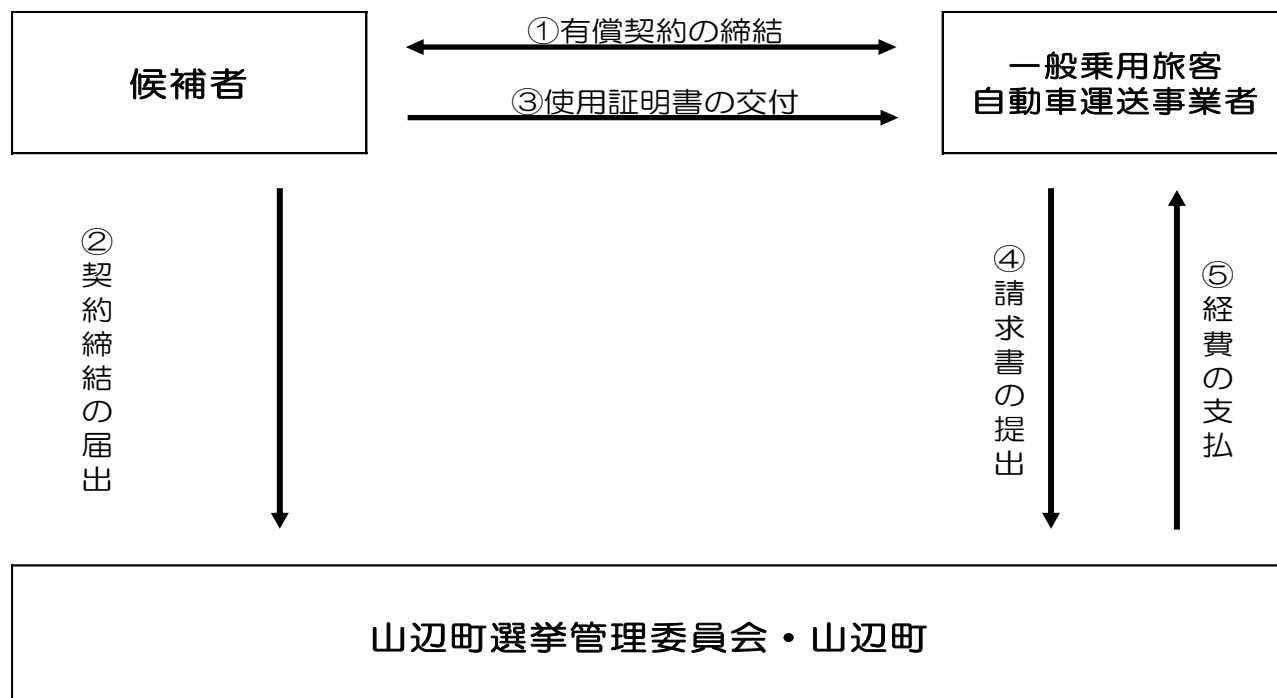
□選挙管理委員会へ提出が必要な書類

提出時期	様 式 名	記載例	確認
立候補届出の とき	契約書の写し	P.23	
	選挙運動用自動車の使用の契約届出書【様式第1号】	P.1	
請求のとき	選挙運動用自動車使用証明書（自動車）【様式第10号】	P.10	
	選挙運動用自動車の使用請求書【様式第15号】	P.15	
	請求内訳書【様式第15号 別紙1】	P.16	

選挙運動用自動車の使用

(一般乗用旅客自動車運送事業者との契約)

※ ハイヤー・タクシーの借上げ



順序	手 続	必要書類【様式等】	添付書類
①	有償契約の締結 (候補者と運送事業者)	選挙運動用自動車運送契約書 (契約に関する書面) [記載例P.23]	
②	①の契約締結の届出 (候補者⇒選管)	選挙運動用自動車の使用の契約届出書 【様式第1号】 [記載例P.1]	①の契約書写し
③	使用証明書の交付 (候補者⇒運送事業者)	選挙運動用自動車使用証明書 (自動車) 【様式第10号】 [記載例P.10]	
④	請求書の提出 (運送事業者⇒町)	選挙運動用自動車の使用請求書 【様式第15号】 [記載例P.15] 請求内訳書 別紙1 [記載例P.16]	③の使用証明書
⑤	経費の支払 (町⇒運送事業者)		

(注) 1 供託物が没収される候補者の経費については、運送事業者は町へ④の請求をすることはできません。

2 町に対する上記の請求については、町選挙管理委員会で受け付けます。

選挙運動用自動車の使用（自動車の借入れ）

（一般乗用旅客自動車運送事業者との契約以外の場合の自動車の借入れ）

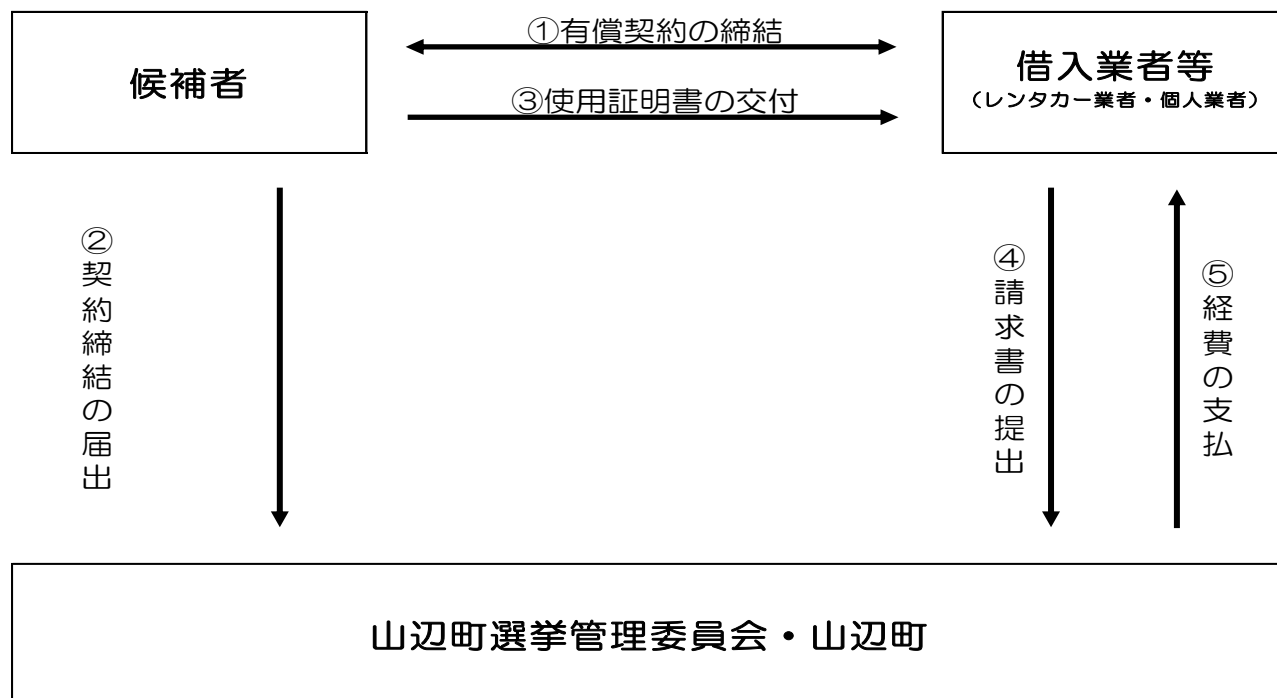
□選挙管理委員会へ提出が必要な書類

提出時期	様 式 名	記載例	確認
立候補届出の とき	契約書の写し	P.24	
	選挙運動用自動車の使用の契約届出書【様式第1号】	P.1	
請求のとき	選挙運動用自動車使用証明書（自動車）【様式第10号】	P.10	
	選挙運動用自動車の使用請求書【様式第15号】	P.15	
	請求内訳書【様式第15号 別紙2（1）】	P.17	

選挙運動用自動車の使用

(自動車の借入れ)

※個別契約



順序	手 続	必要書類【様式等】	添付書類
①	有償契約の締結 (候補者と借入業者等)	選挙運動用自動車車輛賃借契約書 (契約に関する書面) [記載例P.24]	
②	①の契約締結の届出 (候補者⇒選管)	選挙運動用自動車の使用の契約届出書 【様式第1号】 [記載例P.1]	①の契約書写し
③	使用証明書の交付 (候補者⇒借入業者等)	選挙運動用自動車使用証明書 (自動車) 【様式第10号】 [記載例P.10]	
④	請求書の提出 (借入業者等⇒町)	選挙運動用自動車の使用請求書 【様式第15号】 [記載例P.15] 請求内訳書 別紙2 (1) [記載例P.17]	③の使用証明書
⑤	経費の支払 (町⇒借入業者等)		

(注) 1 供託物が没収される候補者の経費については、借入業者等は町へ④の請求をすることはできません。

2 町に対する上記の請求については、町選挙管理委員会で受け付けます。

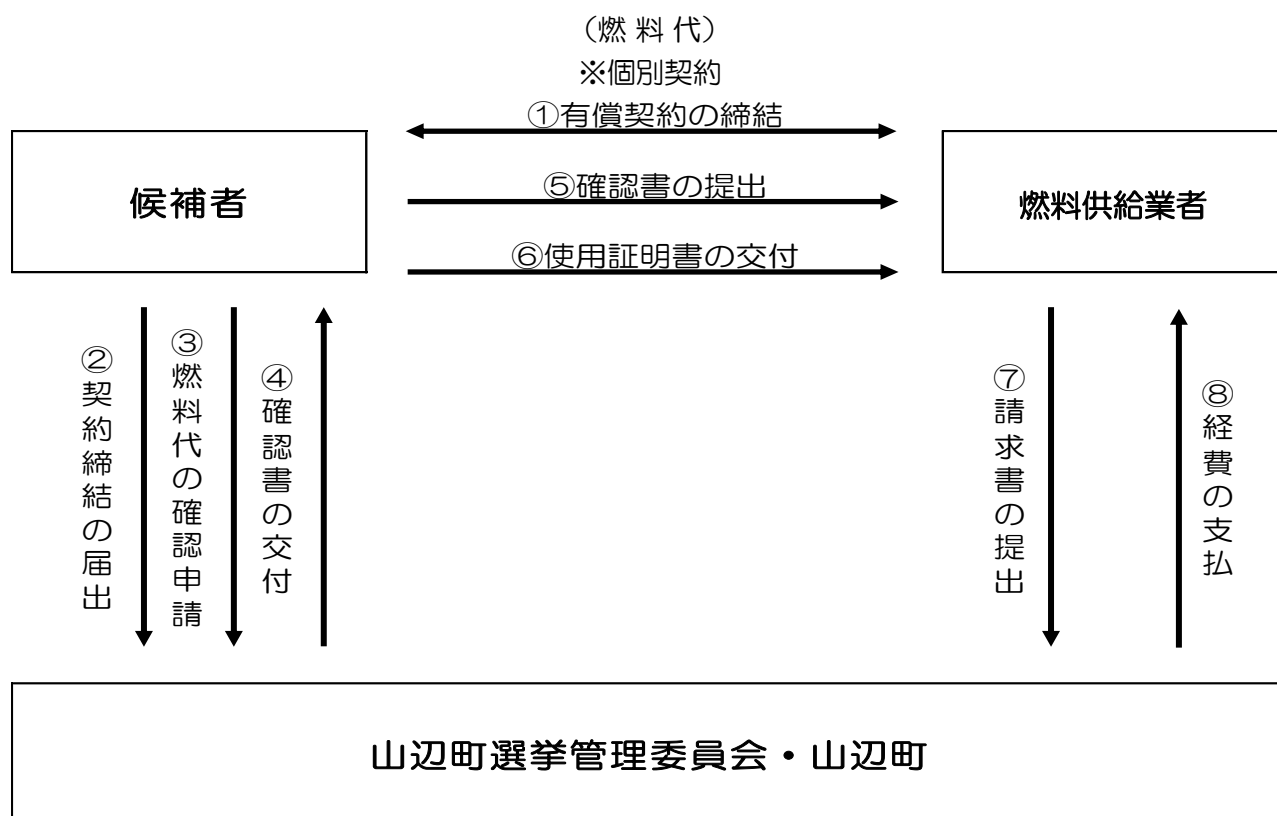
選挙運動用自動車の使用（燃料代）

（一般乗用旅客自動車運送事業者との契約以外の場合の燃料代）

□選挙管理委員会へ提出が必要な書類

提出時期	様 式 名	記載例	確認
立候補届出 のとき	契約書の写し	P.25	
	選挙運動用自動車の使用の契約届出書【様式第1号】	P.1	
選挙後速や かに	自動車燃料代確認申請書【様式第4号】	P.4	
請求のとき	自動車燃料代確認書【様式第7号】 （確認申請後に選管から交付されたもの）	P.7	
	選挙運動用自動車使用証明書（燃料）【様式第11号】	P.11	
	給油伝票の写し（給油年月日、自動車のナンバー、給油 量、給油金額の分かるもの）		
	選挙運動用自動車の使用請求書【様式第15号】	P.15	
	請求内訳書【様式第15号 別紙2（2）】	P.17	

選挙運動用自動車の使用



順序	手 続	必要書類【様式等】	添付書類
①	有償契約の締結 (候補者と燃料供給業者)	選挙運動用自動車燃料供給契約書 (契約に関する書面) [記載例P.25]	
②	①の契約締結の届出 (候補者⇒選管)	選挙運動用自動車の使用の契約届出書 【様式第1号】 [記載例P.1]	①の契約書写し
③	確認申請書の提出 (候補者⇒選管)	自動車燃料代確認申請書 【様式第4号】 [記載例P.4]	
④	確認書の交付 (選管⇒候補者)	自動車燃料代確認書 (確認申請後に選管から交付されたもの) 【様式第7号】 [記載例P.7]	
⑤	確認書の提出 (候補者⇒燃料供給業者)		④の確認書
⑥	使用証明書の交付 (候補者⇒燃料供給業者)	選挙運動用自動車使用証明書(燃料) 【様式第11号】 [記載例P.11]	給油伝票の写し
⑦	請求書の提出 (燃料供給業者⇒町)	選挙運動用自動車の使用請求書 【様式第15号】 [記載例P.15] 請求内訳書 別紙2 (2) [記載例P.17]	④の確認書 ⑥の使用証明書給 油伝票の写し
⑧	経費の支払 (町⇒燃料供給業者)		

(注) 1 供託物が没収される候補者の経費については、燃料供給業者は町へ⑦の請求をすることはできません。

2 町に対する上記の請求については、町選挙管理委員会で受け付けます。

選挙運動用自動車の使用（運転手）

（一般乗用旅客自動車運送事業者との契約以外の場合の運転手の報酬）

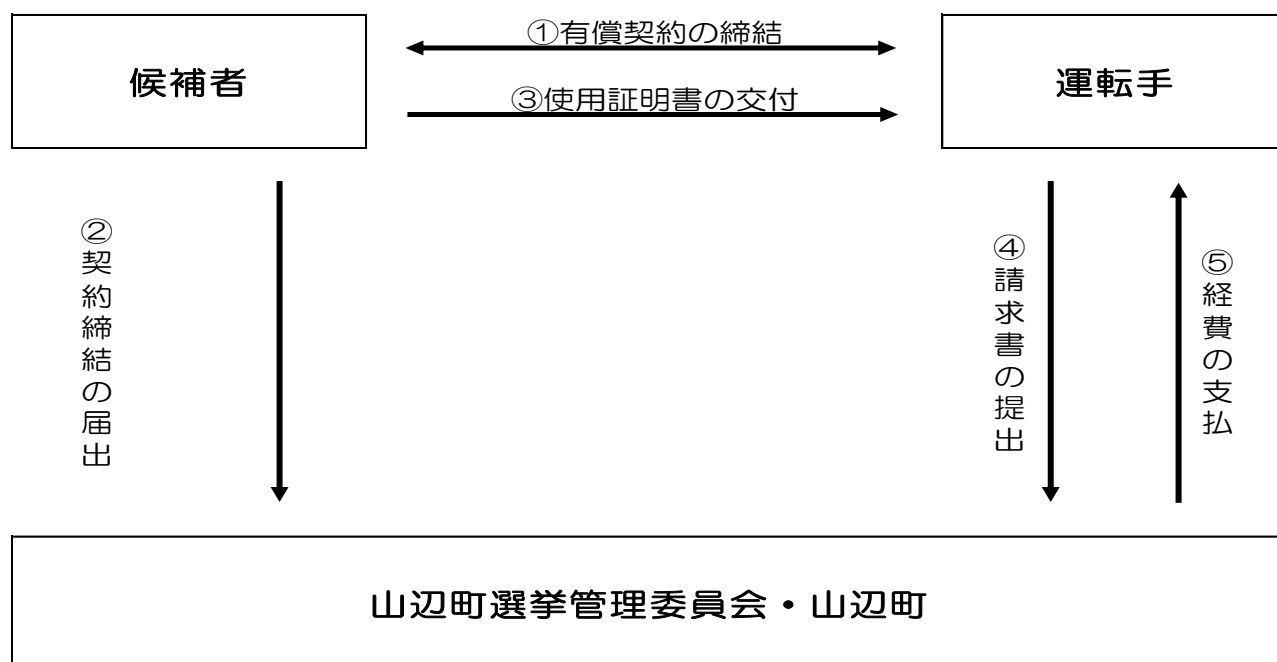
□選挙管理委員会へ提出が必要な書類

提出時期	様 式 名	記載例	確認
立候補届出 のとき	契約書の写し	P.26	
	選挙運動用自動車の使用の契約届出書【様式第1号】	P.1	
請求のとき	選挙運動用自動車使用証明書（運転手）【様式第12号】	P.12	
	選挙運動用自動車の使用請求書【様式第15号】	P.15	
	請求内訳書【様式第15号 別紙2（3）】	P.18	

選挙運動用自動車の使用

（運転手の雇用）

※個別契約



順序	手 続	必要書類【様式等】	添付書類
①	有償契約の締結 （候補者と運転手）	選挙運動用自動車運転契約書 （契約に関する書面）【記載例P.26】	
②	①の契約締結の届出 （候補者⇒選管）	選挙運動用自動車の使用の契約届出書 【様式第1号】【記載例P.1】	①の契約書写し
③	使用証明書の交付 （候補者⇒運転手）	選挙運動用自動車使用証明書（運転手） 【様式第12号】【記載例P.12】	
④	請求書の提出 （運転手⇒町）	選挙運動用自動車の使用請求書 【様式第15号】【記載例P.15】 請求内訳書 別紙2（3）【記載例P.18】	③の使用証明書
⑤	経費の支払 （町⇒運転手）		

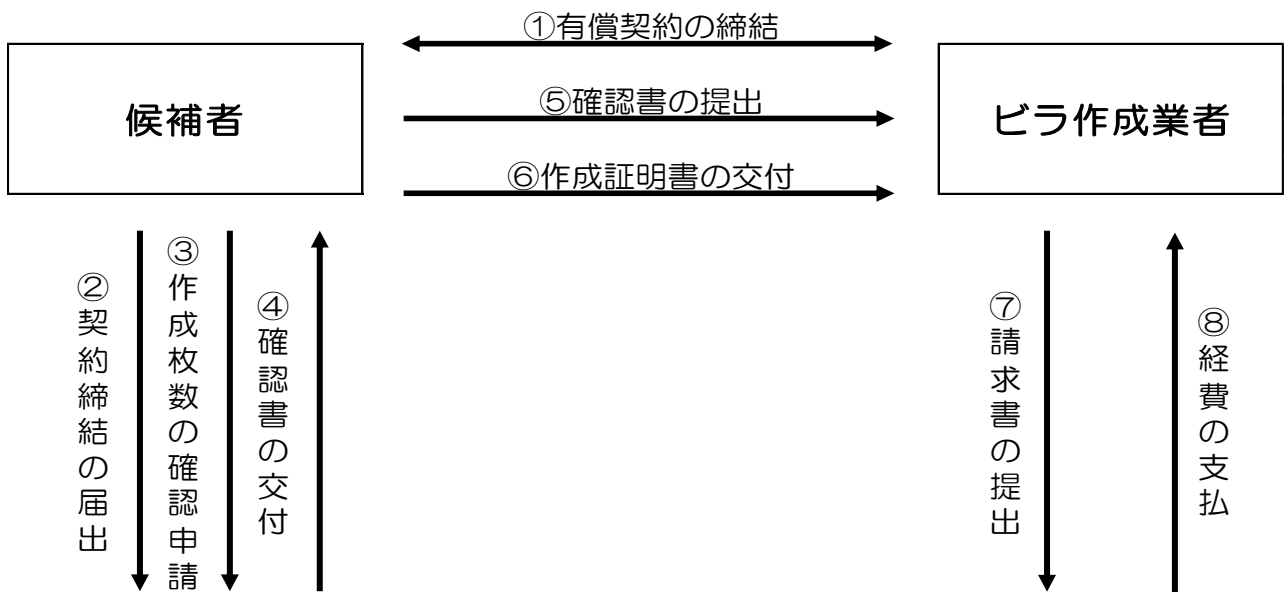
- （注） 1 供託物が没収される候補者の経費については、運転手は町へ④の請求をすることはできません。
 2 町に対する上記の請求については、町選挙管理委員会で受け付けます。

選挙運動用ビラの作成

□選挙管理委員会へ提出が必要な書類

提出時期	様 式 名	記載例	確認
立候補届出 のとき	契約書の写し	P.27	
	選挙運動用ビラ作成契約届出書【様式第2号】	P.2	
	ビラ作成枚数確認申請書【様式第5号】	P.5	
請求のとき	ビラ作成枚数確認書【様式第8号】 (確認申請後に選管から交付されたもの)	P.8	
	選挙運動用ビラ作成証明書【様式第13号】	P.13	
	選挙運動用ビラの作成請求書【様式第16号】	P.19	
	ビラの作成請求内訳書【様式第16号 別紙】	P.20	

選挙運動用ビラの作成



山辺町選挙管理委員会・山辺町

順序	手 続	必要書類【様式等】	添付書類
①	有償契約の締結 (候補者とビラ作成業者)	選挙運動用ビラ作成契約書 (契約に関する書面) [記載例P.27]	
②	①の契約締結の届出 (候補者⇒選管)	選挙運動用ビラ作成契約届出書 【様式第2号】 [記載例P.2]	①の契約書写し
③	確認申請書の提出 (候補者⇒選管)	ビラ作成枚数確認申請書 【様式第5号】 [記載例P.5]	
④	確認書の交付 (選管⇒候補者)	ビラ作成枚数確認書 【様式第8号】 [記載例P.8]	
⑤	確認書の提出 (候補者⇒ビラ作成業者)	④の確認書	
⑥	作成証明書の交付 (候補者⇒ビラ作成業者)	選挙運動用ビラ作成証明書 【様式第13号】 [記載例P.13]	
⑦	請求書の提出 (ビラ作成業者⇒町)	選挙運動用ビラの作成請求書 【様式第16号】 [記載例P.19] ビラの作成請求内訳書 別紙 [記載例P.20]	④の確認書 ⑥の作成証明書
⑧	経費の支払 (町⇒ビラ作成業者)		

(注) 1 供託物が没収される候補者の経費については、ビラ作成業者は町へ⑦の請求をすることはできません。

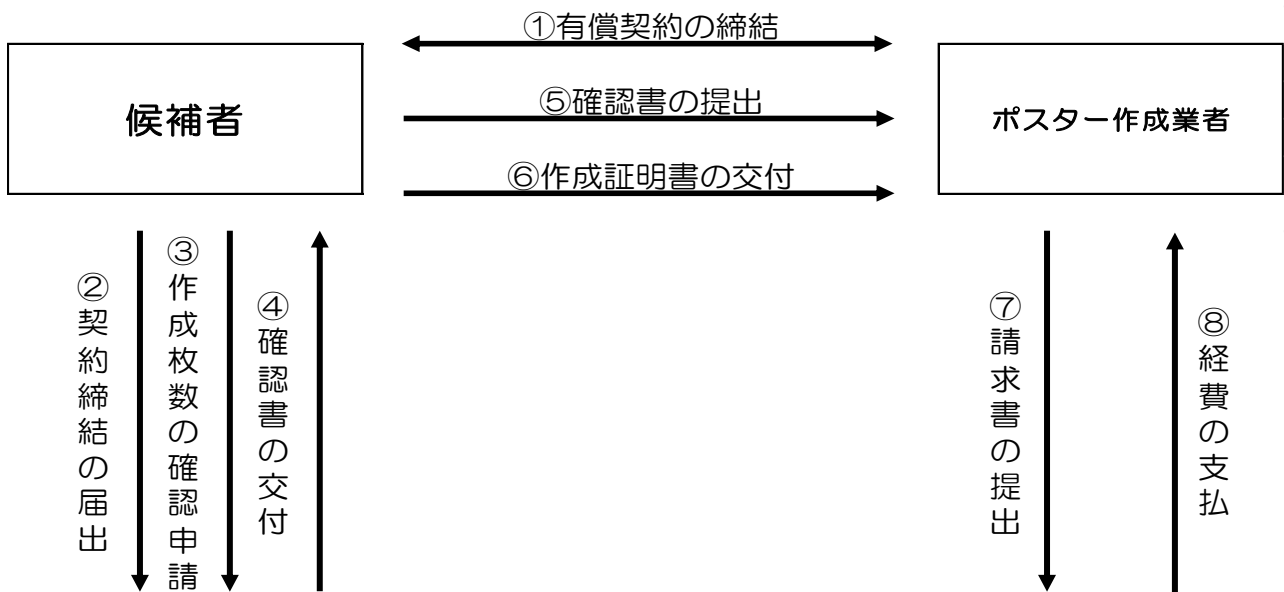
2 町に対する上記の請求については、町選挙管理委員会で受け付けます。

選挙運動用ポスターの作成

□選挙管理委員会へ提出が必要な書類

提出時期	様 式 名	記載例	確認
立候補届出 のとき	契約書の写し	P.28	
	選挙運動用ポスター作成契約届出書【様式第3号】	P.3	
	ポスター作成枚数確認申請書【様式第6号】	P.6	
請求のとき	ポスター作成枚数確認書【様式第9号】 (確認申請後に選管から交付されたもの)	P.9	
	選挙運動用ポスター作成証明書【様式第14号】	P.14	
	選挙運動用ポスターの作成請求書【様式第17号】	P.21	
	ポスターの作成請求内訳書【様式第17号 別紙】	P.22	

選挙運動用ポスターの作成



山辺町選挙管理委員会・山辺町

順序	手 続	必要書類【様式等】	添付書類
①	有償契約の締結 (候補者とポスター作成業者)	選挙運動用ポスター作成契約書 (契約に関する書面) [記載例P.28]	
②	①の契約締結の届出 (候補者⇒選管)	選挙運動用ポスター作成契約届出書 【様式第3号】 [記載例P.3]	①の契約書写し
③	確認申請書の提出 (候補者⇒選管)	ポスター作成枚数確認申請書 【様式第6号】 [記載例P.6]	
④	確認書の交付 (選管⇒候補者)	ポスター作成枚数確認書 (確認申請後に選管から交付されたもの) 【様式第9号】 [記載例P.9]	
⑤	確認書の提出 (候補者⇒ポスター作成業者)	④の確認書	
⑥	作成証明書の交付 (候補者⇒ポスター作成業者)	選挙運動用ポスター作成証明書 【様式第14号】 [記載例P.14]	
⑦	請求書の提出 (ポスター作成業者⇒町)	選挙運動用ポスターの作成請求書 【様式第17号】 [記載例P.21] ポスターの作成請求内訳書 別紙 [記載例P.22]	④の確認書 ⑥の作成証明書
⑧	経費の支払 (町⇒ポスター作成業者)		

(注) 1 供託物が没収される候補者の経費については、ポスター作成業者は町へ⑦の請求をすることはできません。

2 町に対する上記の請求については、町選挙管理委員会で受け付けます。